

伊豆の国市制施行 20 周年記念冠称及びシンボルマークの使用に関する取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、伊豆の国市制施行 20 周年記念の冠称及びシンボルマークの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠の内容)

第 2 条 市民や市内を中心に活動する団体・事業所等が、伊豆の国市制施行 20 周年を記念して実施する事業または取り扱う商品（以下「事業等」という。）に対し、この要領の定めるところにより、冠称及びシンボルマーク（以下「冠等」という。）の使用を認めるものとする。

(冠の種類)

第 3 条 冠の種類は、次のとおりとする。

- (1) 冠称 事業の名称に付する冠称は、次のとおりとする。ただし、外国語で表記をする場合その他の市制施行 20 周年を記念して実施する事業の名称に付する冠の表記として適当であると認められる場合は、この限りではない。

- ア 伊豆の国市制施行 20 周年
- イ 伊豆の国市制施行 20 周年記念
- ウ 伊豆の国市制施行 20 周年記念事業

- (2) シンボルマーク



(対象事業)

第 4 条 冠等の使用対象となる事業等は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間に実施し、伊豆の国市制施行 20 周年の啓発に寄与するものとする。

(使用期間)

第 5 条 冠称の使用期間は、原則として承認を受けた日から当該冠事業の完了の日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

- 2 シンボルマークの使用期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、シンボルマークを使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(承認手続)

第 6 条 冠等の使用の承認を受けようとする者は、冠等の使用を開始する日の 30 日前までに専用の入力フォームにより必要な情報を入力し、又は様式第 1 号による伊豆の国市制施行 20 周年記念冠称等使用

承認申請書により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該使用の承認又は不承認を決定し、その結果を様式第2号による伊豆の国市制施行20周年記念冠称等使用承認（不承認）通知書により申請者に通知する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、冠等の使用を承認しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 政治団体や宗教団体を対象とするもの
- (4) 暴力団またはその統制下にある団体との関係があるもの
- (5) 本市の名誉を傷つけ、または信用を失墜するおそれがあるもの
- (6) その他市長が特に不適当であると認めるもの

4 市長は、前項の承認時に条件を付することができる。

（承認内容の変更）

第7条 冠事業等の承認を受けた者が、事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、ただちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第8条 市長は、冠事業等の承認をした事業が、第4条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合または適当でないと認める場合は、承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による承認の取消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

（支援内容）

第9条 冠事業等の承認を受けた者には、次の支援を行う。ただし、第2号及び第3号に係る支援は、紙面等の都合や貸出状況等により申請者の希望に沿えないことがある。

- (1) 第3条に定める冠称の使用
- (2) 広報いずのくに及び市ホームページ等に掲載
- (3) 市制施行20周年記念のぼり旗の貸し出し（ポールは含まず）

（完了報告）

第10条 冠事業の承認を受けた事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、専用の入力フォームにより必要な情報を入力し、又は必要な情報を様式第3号による伊豆の国市制施行20周年記念冠称等使用事業完了報告書に記入して市長に提出しなければならない。

（使用承認に関する事務）

第11条 冠事業等の使用承認に関する事務は、企画財政部企画課が行うものとする。

（使用料金）

第12条 冠の使用料金は、無料とする。

（責任・免責等）

第13条 市は、使用者が要領に違反して冠事業の名称を使用していると認めた場合、又は市の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して冠事業の名称の使用停止、その他、市長が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。

2 市は、冠事業に対して、使用料の減免など特別な支援は行わない。また、事業等に要する経費、発

生した損害又は賠償責任及び発生する諸問題について、一切その責任を負わないものとする。

- 3 冠称及びシンボルマークを使用した商品等の制作物については、商標登録又は意匠登録等著作権に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 11 月 27 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。